

中国支部研究発表会若手優秀発表者賞規程

(令和8年2月27日 制定)

(総則)

第1条 この規程は、土木学会中国支部研究発表会若手優秀発表者賞（以下「若手優秀発表者賞」という。）に関する事項を定める。

(表彰の対象)

第2条 若手優秀発表者賞は、土木工学の進歩または土木事業の進展に寄与することを目的とし、次の3つの要件を満たす研究者、技術者の中で本条第2項に該当する者に与えられる。ただし、大学や高等専門学校の教員は対象としない。

(1)当該年度の支部研究発表会開催時点において、土木学会個人会員である者、あるいは土木学会法人正会員、土木学会特別会員、土木学会中国支部賛助会員のいずれかである法人に所属する者

(2)当該年度の4月1日現在において35才以下である者

(3)講演者として登録し実際に発表を行った者

2 支部研究発表会における発表が簡潔明瞭で優れていると認められたもの。

(表彰方法)

第3条 受賞者の氏名、所属、講演題目を土木学会中国支部総会において発表するとともに、中国支部ホームページに掲載する。

2 受賞者には賞状を土木学会中国支部長名で授与する。

3 賞状の作成、ならびに中国支部ホームページへの掲載手続きは土木学会中国支部事務局が行う。

(選考方法)

第4条 優秀発表者賞受賞者は、支部研究発表会の選出上の留意事項に基づき、土木学会中国支部研究発表会実行委員会（以下「実行委員会」）において選考し決定する。

2 選出者は、本規則（採点基準）第6条に基づく採点結果を参考にして各セッションより1名の受賞候補者を選出する。ただし、きわめて優れた発表を行った者が複数認められる場合にはこの限りではない。また、適当な者がいない場合には、当該セッションにおいて優秀発表者賞候補者を選出しないことも可とする。

3 実行委員会の委員長は、選考し決定した受賞者の名簿を土木学会中国支部長に提出する。

(選出者)

第5条 受賞候補者は原則としてセッションごとに選出する。

2 審査員は当該セッションの座長が行う。

3 当該セッションの中に、座長と所属が同じ発表者が含まれる場合には、実行委員会があらかじめ指名した審査員1名が審査を行なう。

(採点および選出の基準)

第6条 審査員は、別に定める採点表および留意事項に基づいた次の4項目での採点を行い、受賞候補者1名を選出する。

(1)発表の分かり易さ

(2)スライドの良否

(3)発表時間

(4)質疑への対応

2 採点の4項目それぞれについて、「きわめて優れている：3点」、「優れている：2点」、「普通：1点」、「劣っている：0点」の4段階（12点満点）で採点する。

3 4項目の合計点数が8点未満であった場合には受賞の対象外とする。

4 4項目の合計点数が11点以上かつ同点であった者が2名以上おり甲乙つけがたい場合には、特例と

して審査員によるコメントを付した上で複数名を受賞候補者として選出できる。

(規程の改正)

第7条 この規程は、土木学会中国支部商議員会の承認を経て変更することができる。

附 則

1 (令和8年2月27日 商議員会議決) この規程は、令和8年2月27日から施行する。